

マニラ日本人学校 いじめ防止基本方針

いじめは、人権にかかわる問題であり、命の尊厳にかかわる問題です。どのような理由があろうと決して許される行為ではありません。マニラ日本人学校では、「いじめ防止対策推進法」の趣旨を踏まえ、校内体制を整備し、全ての職員でいじめの防止対策を推進します。

1 「いじめ」の定義

「いじめ」とは、学校に在籍する児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人間関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。

（いじめ防止対策推進法第2条第1項）

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられます。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、「いじめを受けた子どもの立場」に立つことが必要です。また、いじめに該当するかどうかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、本人が気付いていなくても、その子が「いじめられている状況にないか」という視点で、トラブルも含めて周辺の状況等を客観的に確認することも必要です。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあります。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策推進法第22条の学校のいじめ対策組織（以下「校内いじめ対策委員会」）を活用して行い、事案について「校内いじめ対策委員会」で情報共有をしていきます。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、人間として絶対に許されない、人権に関わる重大な問題であると同時に、「どの学校、どの学級でも起こり得るものであり、いじめ問題と無関係ですむ児童・生徒はいない」との認識を全ての職員がもち、「いじめのない明るい学校生活」を送ることができるように、「MJS いじめ防止基本方針」を策定し、実行します。

MJS いじめ防止基本方針

- (1) 児童生徒に「いじめは決して許されないこと」の理解を促し、心の通う人間関係を構築していきます。
- (2) 児童生徒一人一人の自己有用感を高め、充実感を感じられる教育活動を推進します。
- (3) いじめの未然防止・早期発見に努めます。
- (4) いじめに対する措置を組織的に行います。
- (5) 重大事態が発生した場合や重大な被害が生じた疑いがあると認めた場合は、速やかに事案の事実確認を行い、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）により適切に対応します。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

- (1) 児童生徒に「いじめは決して許されないこと」の理解を促し、心の通う人間関係を構築していきます。
 - 授業や学級活動を通して、集団への所属感と好ましい人間関係を構築する。
 - 学校行事を通して、お互いを認め合い、協力することの大切さを体得させる。
 - 児童・生徒会活動における「いじめをなくそう」を推進する。
 - 情報モラル指導（メールやインターネット、SNS等）を計画的に行う。
- (2) 児童生徒一人一人の自己有用感を高め、充実感を感じられる教育活動を推進します。
 - 児童生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく集団づくりに努める。
 - 学級活動を中心に、同学年や異学年の交流を図り、自己有用感を高める。
 - 特別の教科道徳を要とし、自己存在感、自己肯定感を促す。
- (3) いじめの未然防止・早期発見に努めます。
 - 教育相談アンケート（年4回）や教育相談（年2回及び必要と判断する場合）を実施し、児童・生徒のサインを見逃さないように努める。教育相談アンケートは、実施後

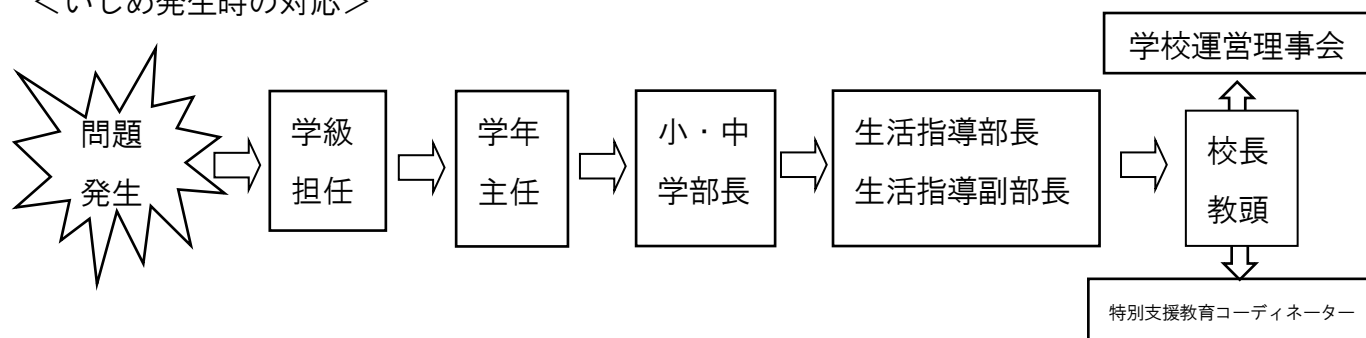
3年間保存する。

- 児童生徒と教師との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。

(4) いじめに対する措置を組織的に行います。

- 教職員がいじめの相談を受けたり、子どもがいじめを受けていると思われたりするときは、直ちに教育相談や事実確認を行う。遊びや悪ふざけなどで、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- 子どもや保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つ。
- 教職員は、いじめに係る情報について、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）を適切に記録する。
- いじめ等の問題が発生した場合は、速やかに対応し、早急な解決が図ることができるよう以下の流れで対応に当たる。

<いじめ発生時の対応>



※ 教職員がいじめを発見し、又は子どもや保護者等からいじめの相談を受けた場合には、速やかに、「校内いじめ対策委員会」を立ち上げ、いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。

- 「校内いじめ対策委員会」は、校長のリーダーシップのもと、以下の協力体制を確立し、対策を推進する。

参画する教職員等：校長、教頭、教務主任、生活指導部長、生活指導副部長、小・中学部長、対象学年主任、対象学級担任

必要に応じて：特別支援教育コーディネーター

- 「校内いじめ対策委員会」での記録は、小・中学部長が担うことを原則とする。
- 「校内いじめ対策委員会」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、いじめを受けた子ども、いじめを知らせてきた子どもを

徹底して守り通す。

- いじめが確認された場合は、いじめを受けた子どもには、安心できる場を確保し、いじめを行った子どもには、いじめをやめさせ、再発防止に努める。「校内いじめ対策委員会」が中心となって、いじめを受けた子どもとその保護者に対する支援、いじめを行った子どもとその保護者に対して指導や助言を行い、継続的に話し合っで見届ける。いじめを行った子どもに対しては、本人の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- 校長及び教職員は、子どもがいじめを行った場合であって教育上必要があると認めるときは、子どもに対して訓告や叱責等を加えることができる。
- インターネット上のいじめが発見された場合は、書き込みや誹謗中傷等の削除や不適切な使用に対する指導を行う。必要に応じて関係機関（警察署、法務局等）の協力を求める。

※いじめが解消している状態は次の2つの要件を指す。ただし、必要に応じて他の事情も勘案して判断するものとする。

- ① いじめに係る行為が止んでいること（3か月を目安）
- ② いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないこと

- （５）重大事態が発生した場合や重大な被害が生じた疑いがあると認めた場合は、速やかに事案の事実確認を行い、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）により適切に対応します。**

ア 重大事態の意味

重大事態とは、次のような場合をいう。

（ア）生命心身財産重大事態

いじめにより、子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- a 子どもが自殺を企図した場合
- b 身体に重大な障害を負った場合
- c 金品等に重大な被害を被った場合
- d 精神性の疾患を発症した場合

（イ）不登校重大事態

いじめにより、子どもが相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いが

あると認めるとき

※「相当の期間」とは、年間 30 日を目安とする。ただし、子どもが一定期間連続して欠席しているような場合には、学校の判断により、迅速に調査に着手する。

※欠席が続き、当該校へは復帰ができないと判断し、転学した場合、重大事態の目安である 30 日には達していなくても、不登校重大事態としての対応を視野に入れる。

(ウ)子どもや保護者からの申立て

子どもや保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき

イ 重大事態の調査組織

重大事態が発生した場合は、「校内いじめ対策委員会」を立ち上げ、調査を行う上で必要とされる人員を加えた上で、事案に係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。

また、必要に応じて、学校運営理事会及び専門家、関係機関の助言や支援を求める。

ウ 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実を明確にする」ことを目的にいつ、誰が、どのようにかわったか、学校及び教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り多方面から情報収集し、整理することで、いじめの全体像を把握する。結果の内容については、不十分な点がないか、また公平性・中立性が保たれた調査結果となっているかなどの視点で協議する。なお、調査結果は該当児童生徒が在学期間中保管し、引き継ぐ。

<いじめ被害を受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合>

いじめ被害の状況をはじめとする事実について、いじめ被害を受けた児童生徒から丁寧に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対してアンケートや聴き取り等による調査を行う。この際、いじめ被害を受けた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先として調査を実施する。

<いじめ被害を受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合>

児童生徒が職員による聞き取りを拒否、入院や死亡など、いじめ被害を受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望、意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、適切な方法で調査を実施する。

エ 調査結果の提供及び報告

調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた子どもやその保護者

に対して説明する。情報の提供に当たっては、他の子どものプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

<いじめ被害を受けた児童生徒及びその保護者への対応>

- 当該児童生徒の心の安定、身体の安全を確保することに全力で取り組む。心身に負った傷の回復に向けて支援し、安心して学校生活を送ることができるように配慮する。
- 安心して生活できる場や時間などの、学習・生活環境を確保した上で、心のケアを行う。
- 当該児童生徒の保護者に対しては、学校の管理下で重大事態が発生した場合は、いじめを起こしてしまったことについて誠実にお詫びをし、対処に向けて最善を尽くすことを伝える。また、当該児童生徒が受けたいじめに係る事実や、児童生徒の心身の状況について丁寧に説明する。
- 保護者自身が不安を抱いている場合、管理職の判断の下、適任者（児童生徒、保護者の心情に寄り添える職員など）によるケアを勧める。

<いじめ加害を行った児童生徒及びその保護者への対応>

- 加害を行為が決して許されない行為であることを十分認識させ、決して繰り返さないよう指導する。行為の重大さを実感させ、深い反省の上に立って再発防止を自ら誓うことができるようにする。
- 当該児童生徒への指導においては、本人の心の弱さを受け止め、心情に寄り添いながら指導する。
- 当該児童生徒の保護者に対しては、子どもの行ったいじめ加害に係る事実を丁寧に伝え、その行為の重大さを当該児童生徒と共に認識させるとともに、解決に向けた道筋を示し、保護者の協力を求める。その後、子どもへの接し方や保護者としての役割について、適切に指導、助言する。
- いじめ加害を行った児童生徒及び保護者が理解した上で、被害児童生徒と保護者への謝罪の機会を設ける。参加者は、当該の児童生徒、保護者、学級担任、学年主任、小・中学部長、生活指導部長、管理職を基本とする。
- いじめ被害を受けた児童生徒や保護者が何らかの理由により、参加できない、または、謝罪会を拒否する場合については、いじめ・被害を受けた家族が最も納得する方法で事情を説明し、謝罪の意を伝える。

オ その他の留意事項

重大事態が発生した場合には、関係のあった子どもが深く傷つき、学校全体の子どもや保護者や地域にも不安や動揺が広がることがある。時には事実に基づかない風評が流れた

りする場合もあるため、子どもや保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援として、いじめに直接かかわった子どもだけでなく、身近にいじめがあり、またいじめを止めることができなかったために心身の苦痛を感じてしまう子どもや保護者並びに教職員に、カウンセリング等を行うことができる体制を整備する。予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮にも留意する。

4 家庭や学校運営理事会との連携

いじめ問題の対応は、家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに家庭での様子や交友関係についての情報を集めた上で対応します。また、学校運営理事会と適切に連携しながら、対策を推進します。

- 家庭では、「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。」(いじめ防止対策推進法第9条第1項)と示された保護者の責務を踏まえ、以下の役割に留意する。
 - (1) 「ルールやマナーを守ること」を子どもに教える。
 - (2) 子どもからいじめの相談を受けたら、学校へ通報するなど適切な措置をとる。
 - (3) 子どもとの触れ合いや対話を大切にする。子どものありのままを受け止め、「あなたの味方だよ。」と子どもが安心感や信頼感で満たされるように努める。
 - (4) 日頃の対話や言動等から、いじめ等を背景とした子どものちょっとした様子の変化を見逃さず、学校や地域と連携して、いじめの早期発見に努める。
 - (5) インターネット上のトラブルについては、学校以外で起き、学校では把握できない場合が多い。子どもに携帯電話等を使用させる場合には、保護者として責任を持って子どもの使い方や様子に注意を払う。
- 子どもがいじめを行ったことが分かった場合には、事実を理解した上で、以下のような視点を持ち、学校と協力して指導する。
 - (1) 子どもに、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
 - (2) 子どものいじめの背景にも目を向け、いじめの背景にあるストレス等の要因の改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むなど、いじめを行った子どもの健全な人格の発達を考える。
 - (3) いじめの状況に応じて、いじめを行った子どもが、学校等で心理的な孤立感・疎外感

を受けていないか配慮する。

- 重大事態発生時は、学校運営理事会にも助言を求め、対応する。また、必要に応じて、第三者として、専門家や関係機関と協力して対応する。

平成30年4月 策 定

令和元年7月一部改訂

令和2年6月一部改訂

令和6年5月一部改訂